

台湾企画展開催業務委託 公募仕様書

1 業務の概要及び目的

本業務は、増大しているインバウンド需要を本市へ取り込むため、日本からの距離が近く、年間に複数回の来日が見込め、本市との関係が深まっている台湾をターゲットとして誘客施策に取り組むにあたり、本市と台湾の相互交流を推進するものである。多くの人が集まる沼津夏まつりで台湾を PR することで、本市における台湾の認知度を向上させるとともに、今後のインバウンド誘客の推進につなげることを目的とする。

2 委託業務名

台湾企画展開催業務委託

3 委託期間

契約日から令和7年8月4日(月)まで

(イベント開催日: 令和7年7月 26 日(土)、27 日(日) 午前 10 時から午後9時)

4 業務内容

(1) 台湾企画展の企画・開催準備

ア 台湾企画展内容立案について

- ①沼津市と台湾の魅力が伝わる企画内容とすること。
- ②幅広い年代層の誘客が見込める企画内容とすること。
- ③令和6年度に観光交流促進協定を締結した台湾 高雄市の PR を実施すること。
- ④台湾食を楽しめる飲食ブースを設けること。
- ⑤台湾の雰囲気を感じられるよう会場の装飾を行うこと。(委託者から台湾ランタンを貸し出し可能)
- ⑥中央公園内既設ステージで行うイベントを企画すること。(1時間程度)

イ 関係団体・関係事業者との調整について

- ①関係団体・関連事業者との調整を遅滞なく行い、随時、委託者へと実施内容を共有すること。
- ②同日開催予定の沼津夏まつり実行委員会と連携を行うこと。

(2) 台湾企画展の設営・運営

- ①イベント当日は台湾企画展本部テントを設け、対応スタッフを常駐させておくこと。
- ②市から提供するパンフレット類の配布を行うこと。
- ③当日アクシデントが発生した場合は、速やかに委託者へと連絡すること。
- ④同日開催中の沼津夏まつりの実行委員会から指示があった場合、その指示に従うこと。

(3) イベント終了後の撤収

- ①イベント終了後は速やかに会場設備を撤収し、原状回復を行うこと。
- ②計画段階で当日中に撤収が終了しないことが予期された場合、速やかに委託者と調整を図ること。

5 開催予定場所

沼津市大手町 184-5 中央公園 （詳細は資料 のとおり）

6 台湾企画展が中止の場合の取り扱い

委託者が、受託者及び委託者の責によらない事情で台湾企画展の中止を決定した場合においては、委託者は、契約金額の範囲内で、実際に要した経費についてのみ支払い義務を負うものとする。

7 留意点

(1) 業務の再委託について

専門的な知識や技術を要する業務などの第三者への委託は可能とするが、業務全体に関することを包括的に第三者へ委託することは不可とする。

(2) 業務の遂行にあたって

市と受託者双方の連携の上で円滑に業務を遂行するため、随時打合せを行い、認識を共有すること。また、事業の目的である、本市における台湾の認知度向上及び相互交流の促進が図られるよう努めること。

8 実施報告書等の提出

受託者は、事業終了後は速やかに、実施報告書とともに委託業務完了届出書を提出しなければならない。

9 その他

(1) 沼津市業務委託契約約款に基づいて契約を履行すること。

(2) 業務の詳細等は、委託者及び関係者と協議し決定すること。

(3) 仕様書に定めのない事項は、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。